

子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
大分市長 殿



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	
		電話 ( ) ※日中連絡のつく連絡先	
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: )		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: )	
<input type="checkbox"/> 支給停止(種類: )		<input type="checkbox"/> 支給停止(種類: )	
<input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

※窓口での現金支給を希望する場合は、氏名の横に押印してください。

2. 監護等児童

申請時点(公的年金給付等受給者は令和4年3月31日時点)で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	有・無	年 月 日	同居・別居	
2			男・女	有・無	年 月 日	同居・別居	
3			男・女	有・無	年 月 日	同居・別居	
4			男・女	有・無	年 月 日	同居・別居	
5			男・女	有・無	年 月 日	同居・別居	

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は申請時(公的年金給付等受給者は、令和4年3月31日時点)において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 同居又は生計を同じくする家族

同居又は生計を同じくする家族がいる場合は、記入してください。

続柄	氏名	公的年金受給の有無
		有・無
		有・無
		有・無

続柄	氏名	公的年金受給の有無
		有・無
		有・無
		有・無

4. 申請額・請求額

監護等児童数	人	申請額・請求額	円
--------	---	---------	---

※申請額・請求額は、監護等児童1人当たり一律50,000円となります。

(例) 監護等児童数3人の場合 : 50,000円 + 50,000円 × (3-1) = 150,000円

(裏面以降も必ずご確認ください。)

**【誓約・同意事項】**

- (1) 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の受給をしていません。受給していた場合には、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- (3) 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性を審査するため、大分市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を決定した後、大分市がこの届出書の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱うことに同意します。
- (6) 大分市が子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を決定した後、口座解約、口座変更等による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ大分市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- (7) 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給後、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- (8) 既に他の市町村等で子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

**既に、児童扶養手当の受給資格について大分市の認定を受けている場合は以上です。認定を受けていない場合は5、6も記入してください。**

**5. 児童扶養手当の支給要件**(申請時点(公的年金給付等受給者は令和4年3月31日時点)で児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父又は母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。  
 ※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合をいいます。

**6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)**

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望**  
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	.....	「1. 申請・請求者」名義に限る。(カナ又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望**

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受取ができない方は、その理由を記入の上、本人確認資料を添付してください。

口座振込ができない理由	
-------------	--

**①本人確認書類**

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、旅券等の写し等を提出してください。

**②児童扶養手当の支給要件を確認できる書類**

※戸籍謄本を提出してください。

- ・離婚日や死亡日等を確認できるもので、発行後1ヵ月以内のものがが必要です。
- ・申請者と監護等児童が別戸籍になっている場合は、それぞれ提出してください。

**③振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し  
(6. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。)

**④年金支給額が確認できる書類**

※公的年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税の年金含む。)がある場合は、年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等の支給額が分かる書類を提出してください。  
(令和2年1月～令和2年12月の年間支給額が分かるものがが必要です。)

申請者及び扶養義務者等の令和2年1月～令和2年12月の収入が基準額(家計急変者と同額)を下回っている場合、本給付金の支給対象となります。

**⑤申立書(その1～その3)**

※別紙の申立書(その1～その3)のうち、該当するものを提出してください。

## 申請に必要な記入事項及び書類一覧

○下表により申請要件を確認し、対応する確認事項の欄をご参照の上、必要事項の記入や書類の準備をお願いします。

申請要件		確認事項の番号						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
児童扶養手当資格あり (支給がない方含む)	年金受給により支給がない方	○			○			
	それ以外の方	○				○		△
児童扶養手当資格なし (未申請)	年金受給により支給がない 見込みの方	○	○	○	○		○	
	それ以外の方	○	○	○		○		△

○…必要    △…該当があれば提出    記入なし…不要

①～⑤については裏面をご参照ください。

### ⑥養育費申告書

令和2年1月～令和2年12月の間に受け取った養育費    合計 \_\_\_\_\_ 円

※受け取りがない時は0円と記入してください。

### ⑦収入の状況等に関する申立書

令和4年4月分の児童扶養手当の受給資格があるが(未申請含む)、所得超過により全部支給停止となる水準の方以外は、収入の状況等について以下に詳細をご記入ください。記入内容を踏まえて判定を行います。

(記入が必要な方の例)

- 新型コロナウイルス感染症拡大前から児童扶養手当の対象となる収入水準だったが、何らかの事情によりこれまで児童扶養手当認定請求をしてこなかった方で、感染症の影響により、今後1年間も引き続き収入基準額を上回らない見込みの方
- 令和4年4月以降の離婚等により受給資格者となった方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、受給資格取得後の1年間も引き続き収入基準額を上回らない見込みの方

(例) 令和4年4月に離婚及び別居し、令和4年5月から児童扶養手当の受給資格者となった。5月から勤務先〇〇において接客を伴う業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務日数が週5日から3日に減少し、月収が想定より〇〇円減少した事により家計が急変した。当面状況が変わらないため、今後1年間も引き続き収入基準額を上回らない見込みである。